

第59号議案

福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県市町村災害共済基金組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成24年12月4日提出

中間市長 松下 俊男

福岡県市町村災害共済基金組合同規約の一部を改正する規約

福岡県市町村災害共済基金組合同規約(昭和48年4月10日県指令48地行第16号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(解散に伴う事務の承継)

第21条 この組合が解散した場合には、福津市がその解散に伴う事務を承継する。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行する。

福岡県市町村災害共済基金組合同規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第 6 章 雑則</p> <p>(解散に伴う事務の承継)</p> <p>第 21 条 この組合が解散した場合には、福津市がその解散に伴う事務を承継する。</p>	<p>本則</p> <p>(新設)</p>